

アジア・ハイ・イールド債券ファンド (毎月分配型) 為替ヘッジなしコース

～追加型投信/海外/債券～

「トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2017」 「最優秀ファンド賞」受賞について

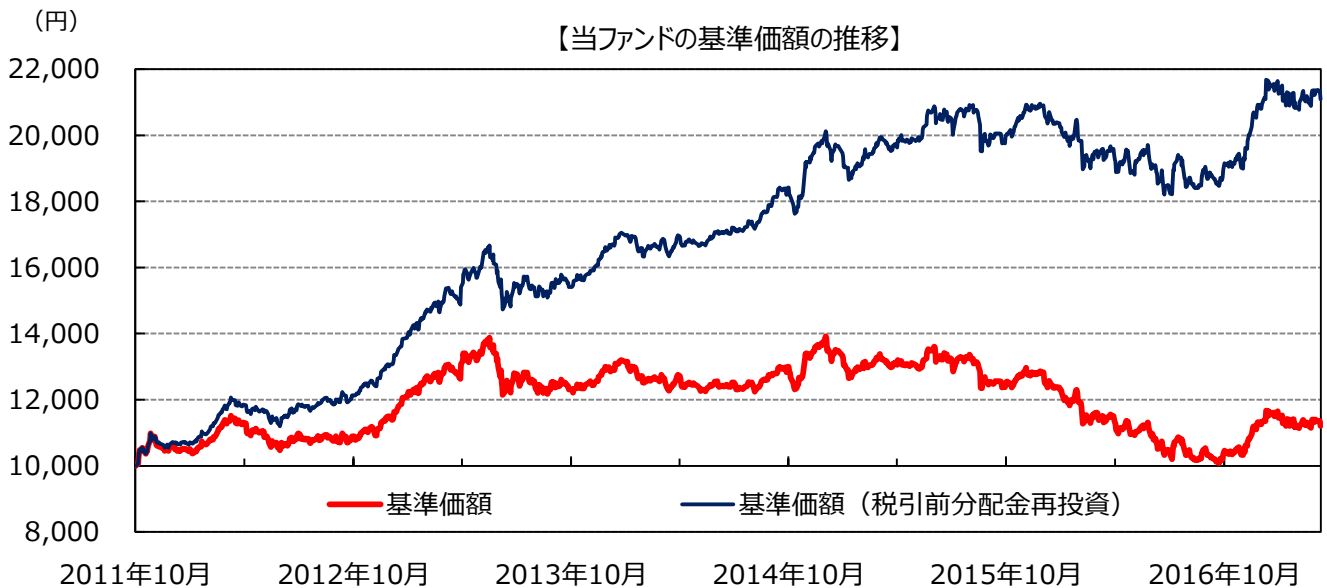
平素より当社投資信託をご愛顧頂きありがとうございます。

さて、この度、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が運用しております「アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース」が「トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2017」の「投資信託部門 債券型 アジアパシフィック HC（評価期間：5年）」におきまして「最優秀ファンド賞」を受賞しましたのでお知らせ致します。

当社は今回の受賞を励みに、より一層お客さまの中長期的な資産形成に資する最高品質の商品・サービスを提案・提供し、「日本一お客さまのことを考える資産運用会社」になることを目指してまいります。今後とも当社投資信託をお引き立て頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。



WINNER OF THE 2017
**THOMSON REUTERS
LIPPER FUND AWARDS
JAPAN**



期間別騰落率	
過去1ヶ月	-0.07%
過去3ヶ月	-2.73%
過去6ヶ月	+12.35%
過去1年	+7.66%
過去3年	+28.13%
過去5年	+75.80%
設定来	+110.87%

分配の推移 (1万口当たり、税引前)	
2017年3月	50円
2017年2月	50円
2017年1月	50円
2016年12月	50円
2016年11月	50円
2016年10月	50円
設定来	7,590円

期間：2011年10月7日～2016年3月17日

※基準価額（税引前分配金再投資）は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しています。

※基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）の計算において信託報酬は控除されています。

※ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※設定来のファンド騰落率は、10,000を基準として計算しています。※収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

上記は作成時点において過去の実績などを示したものであり、将来の成果等をお約束するものではありません。

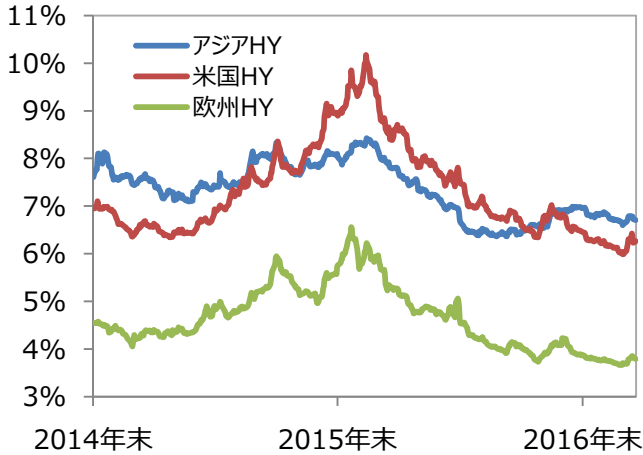
アジア・ハイ・イールド債券ファンド (毎月分配型) 為替ヘッジなしコース

～追加型投信/海外/債券～

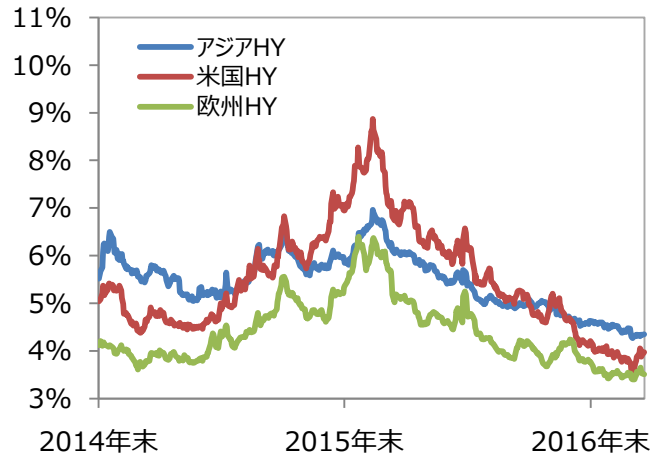
『トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2017』 『最優秀ファンド賞』受賞について

【ハイ・イールド債券市場の環境①】

【各国・地域ハイ・イールド債券の最終利回りの推移】



【各国・地域ハイ・イールド債券の対国債スプレッドの推移】

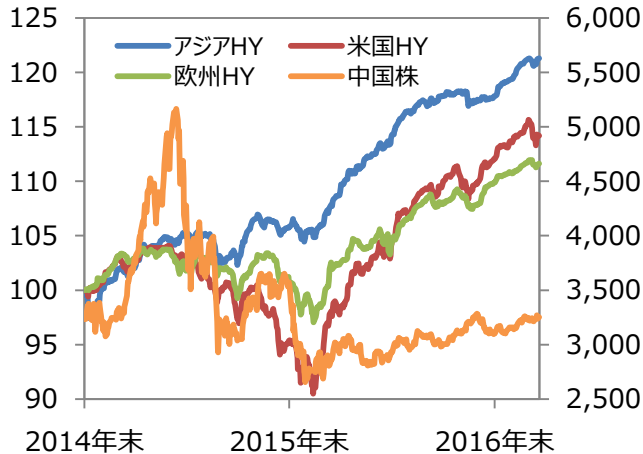


2016年の各国・地域のハイ・イールド債券の利回りは低下（価格は上昇）しました。足元では米国のハイ・イールド債券の利回りが一段と低下し、アジアのハイ・イールド債券と逆転しています。

2016年の各国・地域のハイ・イールド債券は信用力の向上を受け国債とのスプレッドが縮小しました。足元では米国のハイ・イールド債券のスプレッドが一段と縮小し、アジアのハイ・イールド債券と逆転しています。

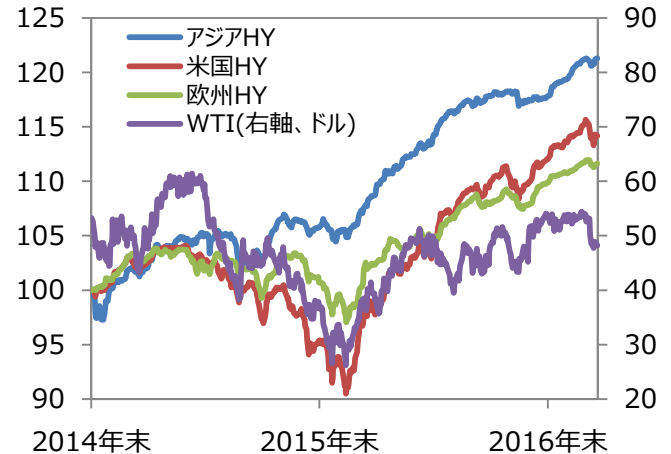
アジアのハイ・イールド債券の利回り为国債に対するスプレッドは相対的に高い傾向があります。

【各国・地域ハイ・イールド債券指数、中国株式の推移】



2015年の欧米のハイ・イールド債券市場は中国株の急落を受けたりスク回避姿勢の強まりにより軟調な展開となりました。一方、中国株安がアジアのハイ・イールド債券市場に与える影響は軽微にとどまりました。

【各国・地域ハイ・イールド債券指数、原油相場の推移】



2015年の欧米のハイ・イールド債券市場は原油価格の下落とともに軟調な展開となりました。一方、アジアのハイ・イールド債券市場の原油安に対する影響は軽微で堅調な推移となりました。

アジアのハイ・イールド債券は相対的に外部要因に左右されにくい傾向があります。

出所) Bloombergより作成

期間) 2014年12月31日～2017年3月20日 左下図と右下図の各HYは2014年12月31日を100として指数化

アジアHY: JPMorgan・アジア・クレジット・インデックス (BB格以下・社債) (米ドル建)、米国HY: BofAML・USハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス (米ドル建)、欧州HY: BofAMLヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス (ユーロ建)、中国株: 上海総合指数 (右軸)

上記は作成時点において過去の実績などを示したものであり、将来の成果等をお約束するものではありません。

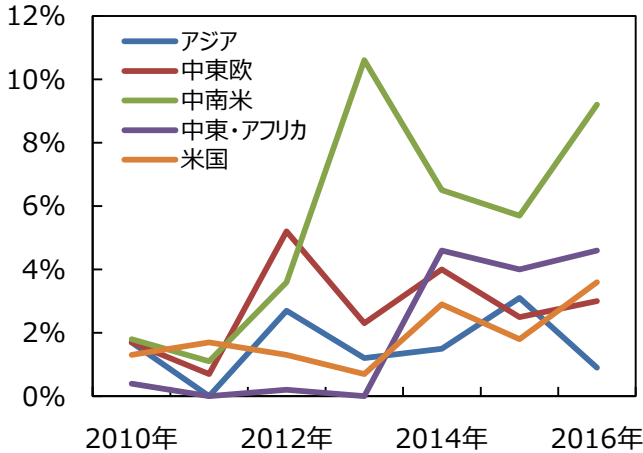
アジア・ハイ・イールド債券ファンド (毎月分配型) 為替ヘッジなしコース

～追加型投信/海外/債券～

『トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2017』 『最優秀ファンド賞』受賞について

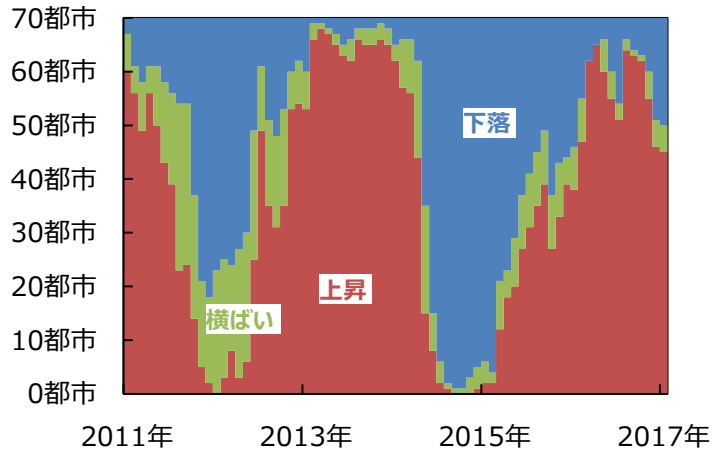
【ハイ・イールド債券市場の環境②】

【各国・地域のハイ・イールド債券のデフォルト率の推移】



出所) 日興アセットマネジメント アジア リミテッド提供資料 (JP Morgan, February 2017) より作成
期間) 2010年～2016年

【中国主要70都市の新築住宅価格の推移(前月比)】



出所) Bloombergより作成
期間) 2011年1月～2017年1月

2013年と2016年に中南米でデフォルト率の上昇が見られましたが、その他の地域では足元横ばいで推移しています。その中でもアジアは低位安定を継続しています。

2015年～2016年にかけて、中国の新築住宅価格の上昇が続きましたが、足元では当局の抑制策の効果もあり、落ち着いた動きになっています。

中国の不動産市場も沈静化しつつあり、デフォルト率の相対的に低いアジアのハイ・イールド債券は比較的安定したパフォーマンスが期待できる投資対象の一つと考えられます。

【ファンドの特色】

- 1.主として日本を除くアジア（オセアニアを含む）※1のハイ・イールド債券（米ドル建て等）※2を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- 2.主要投資対象とする投資信託証券の組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3.原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益の分配を行います※3。

※1「中国・香港・インドネシア・インド・韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・台湾・オーストラリア等」が主な投資対象国となります。
※2 ハイ・イールド債券とは、格付機関によってBB格以下に格付される債券を表します。信用力が低いため、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。
※3 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコースのファンド情報は、
<http://www.sjnk-am.co.jp/fund/0925/>をご覧ください。

トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワードの評価の基となるトムソン・ロイター リッパー・リーダーズのファンドに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。トムソン・ロイター リッパー・リーダーズが分析しているのは過去のファンドのパフォーマンスであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リッパーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

毎月決算

■毎月決算を行い、収益分配を目指します。

《収益分配金に関する留意事項》

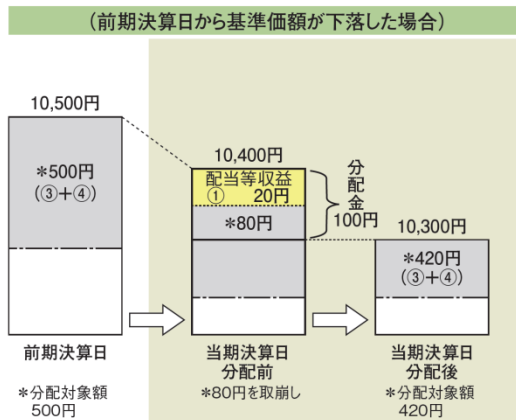
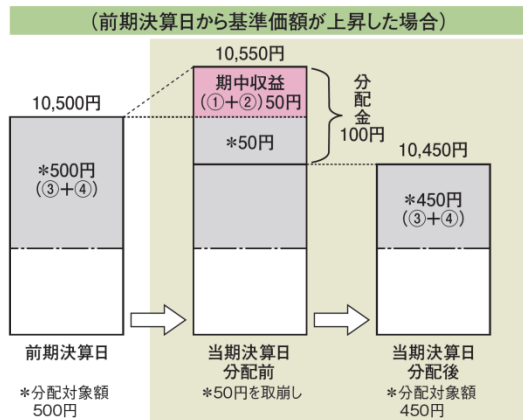
◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

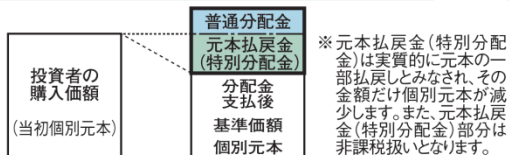


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

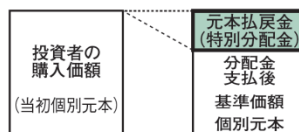
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス (BB格以下・社債) (米ドル建)は、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・インクが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

※BofAML・USハイイールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(米ドル建)、BofAMLヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(ユーロ建)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出するインデックスです。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属します。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 (以下、弊社) により作成された情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書 (交付目論見書) をあらかじめまたは同時にお渡しますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書 (交付目論見書) の提供は、販売会社において行います。

《基準価額の変動要因》 くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様
に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本
を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。
※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落
します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入
れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社
債の価値がなくなることあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気
動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この
場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファン
ドの基準価額が大きく下落する場合があります。
なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、
流動性が低いと考えられます。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外
国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場
合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制
の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファン
ドの基準価額が大きく下落することがあります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

《参考情報》

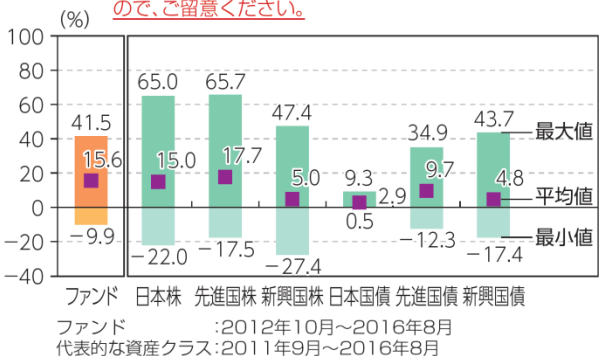
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、ご注意ください。



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年のグラフになります。
- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI 国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

- ・ 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

お申込み

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等*その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)*や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、テロ、フォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成33年8月10日まで(設定日 平成23年10月7日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年12回)、収益配分方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時手数料	購入価額に 3.78%(税抜3.5%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
運用管理費用(信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.9936%(税抜0.92%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
	委託会社 年率0.35%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.54%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.77% ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な運用管理費用(信託報酬)	当ファンドの純資産総額に対して 概ね1.7636%(税込・年率)程度 となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.9936%(税抜0.92%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.77%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ●監査費用 当ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ●その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・監査費用: 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用: 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの委託会社およびその他関係法人の概況

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページアドレス:http://www.sjnk-am.co.jp/
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。